

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

本人外収集について

2007年5月17日

本人外収集を行った課	教育指導課	所属コード	550300
個人情報業務の名称	児童・生徒指導	登録番号	550300-025
本人外収集を行った理由	・児童・生徒の指導上所轄警察署が学校における継続的な指導の必要性を認める事案であるため。		
本人外収集を行う個人の範囲	対象事案にかかわる中学校生徒		
本人外収集に係る保有個人情報の項目	・対象事案に係る生徒の氏名、性別、学年、事案の概要（問題行動の種類）		
本人外収集に利用した保有個人情報の記録の媒体	<input type="checkbox"/> 文書及び帳票 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 電磁的媒体 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
本人外収集の根拠	1 本人同意又は本人への提供		
	2 法令等該当（根拠法令等）		
	3 緊急		
	④ 審議会（児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定：平成17年新宿区情報公開・個人情報保護審議会第2回承認）		
本人外収集の期間	①平成19年3月27日、②平成19年5月10日、③平成19年5月17日		
情報提供を行ったもの名称	所轄警察署		
備考	ガイドライン参照		
担当部課	教育委員会 教育指導課 指導主事 電話番号 03(5273)3084 内線6157		

「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」に基づく連携の実施にかかるガイドライン（抜粋）

4 連絡の対象事案

学校に在籍する児童・生徒に関して、次の各号に掲げる事案とする。

(1) 警察から学校への連絡事案

① すべて連絡する事案

ア 犯罪少年（少年法第3条第1項第1号に規定する少年をいう。以下同じ。）の逮捕事案（例 窃盗等の罪を犯して逮捕された者の事案）

イ ぐ犯少年（少年法第3条第1項第3号に規定する少年をいう。）の事案（例 いかがわしい場所に入出入りする等、将来に犯罪を犯すおそれのある者で、児童相談所に通告又は家庭裁判所に送致された者の事案）

② 下記の事案については、少年育成課長、警察署長が学校における継続的な指導の必要性を認めた場合に連絡を行うものとする。

ア 犯罪少年の任意捜査により家庭裁判所又は検察官に送致された事案

イ 触法少年（少年法第3条第1項第2号に規定する少年をいう。以下同じ。）の事案（例 器物損壊等の刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者の事案）

ウ 不良行為少年（少年警察活動規則第2条第6号に規定する少年をいう。）の事案（例 飲酒、喫煙、深夜はいかい等を繰り返す者の事案）

エ 被害少年（少年警察活動規則第2条第7号に規定する少年をいう。）の事案

③ 上記②の学校における継続的な指導の必要性を認めた場合とは、次に掲げる場合とし、学校における継続的な指導が必要ないと認めた場合は学校へ連絡を行わないものとする。

ア 学校内に非行集団・不良グループがある場合

イ 少年の影響が他の児童・生徒に及ぶと認められる場合（例 自殺、恐喝、暴行）

ウ 触法少年の事案で、悪質で再犯性が強く、社会的な反響が大きな事案の場合（例 援助交際、薬物使用、ハイテク犯罪、集団万引、性犯罪、無免許運転、詐欺、偽造、放火）

エ 被害にあった児童・生徒で事案の内容から、学校での継続的指導が必要と認められる場合（例 児童虐待、性犯罪、不審者、恐喝、暴行）

オ その他児童・生徒の指導上連絡が必要と認められる場合（例 万引、校外における他校間児童・生徒の抗争、対人暴力）

④ 連絡を行わない事案

ア 捜査中の事案

イ 警察官による指導のみで解決できる事案（例 自転車二人乗りや、横断歩道がない箇所での横断など軽微な道路交通法違反行為、コンビニエンスストア前等でのい集）